

様式第2号（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称		新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第10回）
開 催 日 時		令和2年4月7日（火）午後5時00分
開 催 場 所		川島町役場 2階 庁議室
議 題		（1）緊急事態宣言の発令について （2）その他
公開・非公開の別		公 開 ・ 非公開 ・ 一部非公開
非公開の理由 (非公開の場合のみ)		
出席者	委 員	町長、副町長、教育長 政策推進課長、総務課長、税務課長、町民生活課長、ゼロ・ウェイスト推進室長、健康福祉課長、子育て支援課長、農政産業課長、まち整備課長、まちづくり推進室長、上下水道課長、出納室長、教育総務課長、生涯学習課長、議会事務局長 川島消防署 水村署長
	事務局職員	政策推進課：藤井主査 総務課：高城主幹、三角主査 健康福祉課：笛木主幹 生涯学習課：神田主幹
配 布 資 料		<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 町ホームページ（案） ・ かわべえメール（案） ・ 緊急事態宣言後における町有施設の対応 ・ 町内公共施設（屋内）の「利用制限」について（案） ・ 学校の対応について
審議会等の内容・概要		
<p>1 開会 進行 総務課長 鈴木 克久</p> <p>2 あいさつ 飯島町長</p> <p>これから安倍総理により緊急事態宣言が発出される。 埼玉県では、午後6時30分より本部会議を開催すると連絡があった。また、県立学校は養護学校を含めて休校となる。市町村はそれぞれで判断するということであり、特に新しい内容はなかった。</p> <p>3 議事</p> <p>本部会議については、任意による対策本部を設置して対策を講じてきたが、本日、緊急事態宣言が発出されることから、特措法に基づく本部会議に移行し、実施する。 議事に入る前に、本部員として、川島消防署 水村署長が加わった旨の紹介がある。</p>		

(1) 緊急事態宣言の発令について

・町民への周知

【総務課】

本日、安倍総理から緊急事態宣言が発出され、その後、発出を受けて大野知事が会見を開くと思われる。

町としては、国・県の発表後、本日中に、緊急事態宣言の発出について、かわべえメールにより町民に周知する。

明日の朝9時は、町のホームページを更新し、緊急事態宣言の発出、町の対応、町長のメッセージについて発信する。

防災無線は、明日の正午に放送し、以降、毎日正午に放送する。

なお、対応については、国、県の発表内容を踏まえて修正していく。

・施設の閉鎖

【生涯学習課】

町有施設については、4月8日から5月6日まで屋内、屋外ともに閉鎖とする。フラットピアの住民票等発行業務は継続する。

図書館については、町民限定でマスク着用、手指消毒等の条件付きで、貸出し・返却のみ実施する。

今後、議員への報告、町ホームページ・かわべえメールによる周知、施設予約者への連絡等の対応を行う。

【まち整備課】

公園は、閉鎖はしないが、遊具周辺に看板を設置し注意喚起を行う。

・学校等の対応

【中村教育長】

4月8日から5月6日まで休校とし、5月7日再開予定とする。8日の入学式は縮小して行う。また、4月20日、27日は登校日とする。

周知については、かわべえメールでの配信に加えて、学校を通じて保護者宛のメールにより行う。

・保育園、学童クラブの対応

【子育て支援課】

保育園、学童保育については、通常どおりの保育を行う。

ただし、保育の自粛の可能性もあるので、発表の内容により、対応できるよう準備していく。

・事業所への対応

【農政産業課】

飲食店、工場等、生活に必要なものに対しては自粛の要請はなく、パチンコ、スナック、スポーツジム等については、罰則はないが自粛を求められている。

いずれにしても国、県の発表内容を踏まえて対応していきたい。

(2) その他

【政策推進課長】

かわべえメール・ラインについて、緊急事態宣言関係の周知があるので、イベントの中止等の周知は、タイミングを見て実施していく。

【健康福祉課】

例年7月に行っている集団健診は、秋以降に延期する。

今後、広報等により周知する。

4 閉会 副町長 石島 一久

本日から法律に基づく会議になる。状況は刻々と変わっているので、情報共有してほしい。

また、経済への影響も心配されるが、町の職員として何かできることのアイデアがあれば、メールで送ってほしい。取りまとめて本会議で報告する。

以 上